評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした盤類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に規定する次の機材である。

- ①分電盤(OA盤及び実験盤を含む。)
- ②制御盤
- ③キュービクル式配電盤

種類(1)CB形 (PF·S形を含む。) 種類(2)PF·S形に限る

④高圧スイッチギヤ (CW形)

種類(1)定格短時間耐電流12.5kA以下 種類(2)定格短時間耐電流の限定なし

⑤高圧スイッチギヤ (PW形)

種類(1)定格短時間耐電流12.5kA以下 種類(2)定格短時間耐電流の限定なし

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3)納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。